

第4章 食の安全の確保と「食」と「農」の結び付きの強化

1 食の安全の確保と消費者の信頼の確保に向けて

(1) 食の安全の確保

ア 生産段階における取組

(農畜水産物の安全の確保のための調査点検)

農薬・動物用医薬品等の適正な使用状況等の点検

食品の安全を確保するためには、農畜水産物の生産段階において、農薬や飼料、動物用医薬品、生産資材等の適正な使用を徹底する必要があります。

中国四国農政局及び地域センターでは、平成24年度(2012年度)に、①農産物の栽培農家を対象とした農薬の使用状況等調査(米・麦・大豆100点、野菜・果樹620点)、②家畜の飼養農家を対象とした飼料の使用状況等の調査(69戸)、③水産物の養殖経営体を対象とした水産動物用医薬品及び養殖水産動物用飼料等の使用状況の調査(95戸)を実施しています。

調査の結果に基づき、農薬の使用や家畜及び養殖水産動物への飼料、動物用医薬品等の適正な使用について指導等を行っています。今後も引き続き、県等関係機関と連携し、生産者等に対して、生産資材等の適正使用の周知徹底を図ります。

(農業生産工程管理(GAP)の普及推進)

農業生産工程管理の普及啓発に向けて

農林水産省においては、生産から食卓までの食品安全を確保する一環として、農業生産現場に農業生産工程管理(以下「GAP」という。)¹を積極的に導入することとしています。

中国四国農政局管内の7県においては、消費・安全対策交付金を活用して平成22年(2010年)に策定された「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に沿って産地で実践を行う農業者を増やすための取組を行っています。

中国・四国地域の主要な産地(486)において、平成24年(2012年)3月31日現在で、GAPについて周知されている産地は332となっており、このうちGAPを導入している産地が172、導入を検討している産地が69となっています。

¹ 農業生産工程管理(GAP) : GAPは、Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

(IPM（総合的病虫害・雑草管理）の普及推進)

IPMの実証と普及に向けて

農林水産省においては、農薬等による環境への負荷を減らすため、IPM（総合的病虫害・雑草管理）¹の導入を進めており、現在までに主要11作物の実践指標モデルを策定しています。管内の6県においては、消費・安全対策交付金等を活用してIPM実践指標が策定されており、対象品目の拡大が図られています。（表Ⅱ－4－1）。

表Ⅱ－4－1 管内におけるIPMの実践指標の策定状況

広島県	水稲、なし、ミカン、トマト、レモン、アスパラガス、施設ぶどう、いちじく、だいこん
山口県	水稲、カンキツ、トマト、ほうれんそう、いちご、アスパラガス
徳島県	ニンジン、ナス（露地）、コマツナ、イチゴ、トマト、レタス、スダチ（施設）、スダチ、カンショ、ミカン、ナス（施設）、ブロッコリー、促成きゅうり、オクラ、ほうれんそう、えだまめ、なし、ネギ
香川県	トマト、ブロッコリー、レタス、コムギ、パセリ、いちご、オリーブ、きゅうり
愛媛県	かんきつ、くり、トマト、ナス、いちご、キウイフルーツ、キュウリ、水稲、アスパラガス
高知県	ピーマン、ナス、ニラ、キュウリ、トマト、シシトウ、かんきつ、米ナス、アキマメ、大葉、いちご

（備考）平成17～24年度に主に交付金を活用して策定されたもの。

¹ IPM（Integrated Pest Management、総合的病虫害・雑草管理）：病虫害の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）や粘着版（物理的防除）、農薬（化学的防除）等の方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病虫害の発生を抑制する防除技術。

事例：地域を挙げた IPM の実践（高知県安芸地域）

高知県の安芸地域では、国の交付金も活用し、県や JA 等の関係機関が一体となって天敵（カブリダニ類等）を中心とした IPM に取り組んでおり、JA 組合員の天敵導入率は非常に高くなっています（導入品目：施設栽培のピーマン、ナス、ミョウガ等）。

特徴的なのは、土着天敵を活用した IPM の実践であり、土着天敵と市販天敵を組み合わせ、低コストかつ効果的な IPM の確立を目指しています。

また、このように化学合成農薬の使用を削減して生産された農産物は、高知県園芸農業協同組合連合会が「エコシステム栽培」農産物として認証し、ブランド力の向上にも取り組んでいます。



▲ピーマンのハウス栽培



▲土着天敵 タバコカスミカメ
(高知県農業振興部所蔵)

イ 家畜伝染病の蔓延防止の取組**（高病原性鳥インフルエンザ等への対応）****高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて体制を整備**

平成 22 年（2010 年）4 月に宮崎県で口蹄疫が発生し、また、平成 22 年（2010 年）11 月から平成 23 年（2011 年）3 月にかけて 9 県 24 農場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、大きな被害をもたらしました。

このような状況を踏まえて、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るため、家畜伝染病予防法が改正されました。

中国四国農政局及び地域センターでは、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に備え、迅速な初動対応ができるよう緊急時初動対応訓練やこれら家畜伝染病に関する知識を深めるため、各県の協力も頂き、防疫服着脱訓練を含めた防疫講習会を実施し、迅速かつ的確な対応ができるよう体制整備に努めています。

また、県及び国の各出先機関との情報交換等を行い、連携・協力体制を整えることに資するための打合せ会議を開催しています。



▲平成 24 年度家畜伝染病防疫講習会の風景

（BSE の発生防止）

飼料原料の適切な管理

平成 13 年（2001 年）に国内で BSE が発生したことを受けて、そのまん延防止のため、肉骨粉等の飼料利用禁止等の規制措置が行われました。その後、豚肉骨粉等については、一定の条件のもとで、豚・鶏等の飼料に利用することができるようになりました。中国四国農政局及び地域センターでは、飼料用の豚肉骨粉等の原料収集先に対して、他の動物由来のものが混入しないよう適切に管理されているか調査を行っています。

（2）消費者の信頼の確保

ア 食品表示の適正化に向けた取組

（ア）食品表示をめぐる情勢

平成 24 年度の中国・四国地域の指示・公表事案は 5 件

平成 24 年度（2012 年度）においても、全国で食品事業者による産地偽装などの不適正表示が発生する中、中国・四国地域では国や県等の担当部局が「JAS 法」¹に基づく指示・公表の措置を行った事案は 5 件でした。（表Ⅱ－4－2）

不適正表示を確認した場合には、指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、改善方策を講じている場合は指導を行うこととし、平成 22 年度（2010 年度）から指導件数等を公表しています。

中国四国農政局としては、食品表示の適正化に向け、①監視の取組、②制度の普及啓発、③関係機関との連携を進めています。

¹ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）

表Ⅱ－４－２ J A S 法に基づく措置状況（中国・四国地域）

（件数）

	合計	国	県
平成 21 年度（2009 年度）	19	7	12
平成 22 年度（2010 年度）	12	5	7
平成 23 年度（2011 年度）	2	—	2
平成 24 年度（2012 年度）	5	1	4

注：国の措置状況は、本社所在地が中国・四国地域の事案について整理。

資料：中国四国農政局調べ

（イ）監視の取組

小売店舗や中間流通業者等に対して表示状況調査を実施

中国四国農政局及び地域センターでは、「食品表示Gメン」¹が日常的に小売店舗や中間流通業者等を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物等を対象とした表示状況の調査を実施しています。

また、食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報等を受け付ける窓口として、「食品表示 110 番」を設置しています。平成 24 年度（2012 年度）は 1,953 件を受け付け、表示違反等の疑義情報に対しては、必要に応じて立入検査等を行いました。

調査の結果、不適正な表示を確認した場合には、J A S 法に基づき厳正な措置を行っています。

（ウ）制度の普及啓発

食品表示制度の普及のため、食品事業者表示適正化技術講座等を開催

中国四国農政局及び地域センターでは、食品表示をめぐる動きや制度について広く国民に理解してもらうため、食品事業者を対象とした食品事業者表示適正化技術講座や食品表示セミナー等を開催しました。更に、食品事業者や消費者が開催する説明会等に講師を派遣し、食品表示制度の普及啓発に努めています。

また、消費者と食品製造業者や販売業者の交流を通じ、相互理解と信頼関係を深めるため、意見交換会を含む見学会やシンポジウム形式の意見交換会を開催しています。（管内 8 回）

¹ 食品表示を担当する農林水産省の職員

事例：「消費者と事業者の交流のための見学会」（岡山県）

平成 25 年（2013 年）2 月 8 日に中国四国農政局では、食品事業者の協力を得て食品製造工場の見学及び意見交換会を開催しました。

当日は、原料倉庫をはじめ、原料から製品になるまでの過程を見学した後、食品表示に関する意見交換を行いました。

意見交換では、「賞味期限」や「アレルギー表示」に対する質問や「品質管理の苦勞が分かった」などの意見がありました。

**（エ）関係機関との連携****関係機関との連携した取組に向け、中国四国地域食品表示監視連絡会議等を開催**

中国四国農政局では、中国・四国地域における不適正な食品表示に関する監視を強化するため、平成 20 年（2008 年）5 月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を開催しています。この連絡会議では、食品表示関係行政機関が互いに情勢・意見交換を行うとともに、「中国四国地域食品表示行政担当者研修会」を開催し、国や県等の食品表示行政担当職員のレベルアップと連携強化を図っています。

各県段階においても、県警本部、県等関係機関の参画を得て「食品表示監視協議会」を開催し、連絡体制を確保するとともに情報の共有化を図っています。

また、過去に営業倉庫で食品表示ラベルが貼り替えられる虚偽表示事件が発生したことを踏まえ、「JAS 法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を開催し、倉庫業を所管する管内地方運輸局との情報交換及び連絡体制の強化を図っています。

【中国・四国地域における協力・連携】

- ・中国四国地域食品表示監視連絡会議（平成 20 年（2008 年）5 月 19 日設置）
平成 24 年（2012 年）5 月 22 日、平成 25 年（2013 年）1 月 25 日開催
構成員：中国管区警察局、四国管区警察局、中国四国厚生局、（独）農林水産消費安全技術センター神戸センター、中国四国農政局
オブザーバー：公正取引委員会（中国支所、四国支所） 他
- ・JAS 法と倉庫業に関する連絡会議（平成 18 年（2006 年）5 月 18 日設置）
平成 24 年（2012 年）5 月 15 日開催
構成員：運輸局（中国、四国、九州）、中国四国農政局
オブザーバー：（独）農林水産消費安全技術センター神戸センター 他

【各県段階における協力・連携】

- ・食品表示監視協議会（管内 9 県）
- ・食品表示関係行政担当者による月次連絡会の開催（管内 9 県）

中国四国農政局ホームページ「食品表示と JAS 規格」

<http://www.maff.go.jp/chushi/anzen/syokuhin/index.html>

イ トレーサビリティ¹の普及

（ア）食品トレーサビリティの普及

普及促進に向けて、消費者等への情報提供を実施

食品トレーサビリティについては、食品事業者の自主的な取組を促進するため、局内関係課や管内各県と連携し普及に努めています。

中国四国農政局および地域センターでは、消費者団体等懇談会のテーマや食と農の知っ得講座メニューに取り上げるとともに、平成 25 年（2013 年）1 月に「消費者の部屋」においてパネル展示及びパンフレットを設置し、消費者に対し情報提供を行いました。

より多くの食品事業者に入出荷記録の保存に取り組んでいただくために、更なる食品トレーサビリティの普及啓発を図っています。

（イ）牛トレーサビリティ制度の適正な運用のための監視・指導

牛の管理者及び牛肉の販売業者等に対する監視・指導等

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）に基づく牛トレーサビリティ制度は、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施と牛肉に対する消費者の信頼を確保するため重要な役割を果たしています。

中国四国農政局及び地域センターでは、牛トレーサビリティ制度の信頼性を確保するため、牛飼養農家、と畜者、販売業者及び特定料理業者に対する調査を行い、耳標の装着、出生・異動等の届出、個体識別番号の表示等に関する不適正な事例に対して指導を行いました。

一方、消費者にこの制度の理解を促すため、引き続き、消費者向け講座など各種会議において制度の説明やパンフレットの配布などにより啓発に努めました。

ウ リスクコミュニケーション等の推進

消費者等に対する食品安全等の情報提供を実施

（消費者団体等との懇談会の開催）

中国四国農政局及び地域センターでは、各地域の消費者団体等と、食料の消費や食の安全に係る事項のうち、消費者の関心の高いものについて農政上の課題も踏まえつつテーマを設定し、消費者団体等との意見交換会を実施しています（平成 24 年度（2012 年度）開催回数 14 回）。

鳥取地域センターでは、消費者と食品事業者との交流を通じ信頼関係の構築を図るため、店舗での食品表示の見学会及び懇談会を行いました。

また、山口地域センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生し

¹ トレーサビリティとは食品の移動を把握できることであり、トレーサビリティを確立すれば、食品事故があったときの原因究明や食品回収などがより迅速に行えるようになる。

た食品への放射性物質の汚染に対する消費者の関心が依然高いことから、「食品中の放射性物質対策」をテーマとして懇談会を開催しました。

事例：鳥取地域センター「消費者団体等との懇談会」

平成24年（2012年）8月2日に中国四国農政局鳥取地域センターでは、消費者と食品事業者との交流を通じて信頼関係の構築を図るとともに、食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行うため、事業者の協力を得て、見学会及び懇談会を開催しました。当日は、食品販売事業者が仕入先から伝達された商品情報をどのように確認し、商品に表示しているのかを実際に店舗で見学した後、食品表示に関する意見交換を行いました。



（「食と農の知っ得講座」の実施）

消費者等へ食の安全等に係る知識の普及を図るため、中国四国農政局では、食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイド、食料自給率と日本型食生活、食品リサイクル、農業・農村の多面的機能等、正しい情報を分かりやすく提供する「食と農の知っ得講座」を実施しています。

平成24年度（2012年度）は194回開催し、延べ約5千800人が受講しており、多数の受講者から、「わかりやすかった」「勉強になった」との回答を得ています。

また、平成17年度（2005年度）からの実施状況を見ると、平成24年度（2013年）までの累計で、開催回数は3,240回、延べ約9万人が受講され、「よかった」・「とてもよかった」と回答された方は講座全体で平均97%となり、消費者等へわかりやすい情報提供をするとした目的は果たしてきたものと思われます。講座の講師を務めた職員からは、「食に関する正しい知識や関心を持っていただけたことに加え、地元の関係者等との信頼関係を築くことが出来た」との感想が得られています。

エ 消費者への情報の提供と相談の受付

「消費者の部屋」は、消費者と農林水産行政等の対話や交流を図るための場

中国四国農政局及び地域センターでは、地域の消費者と農林水産行政等について対話や交流を図るための場として、「消費者の部屋」を設置しています。

「消費者の部屋」においては、消費者行政の一環として消費者に対して農林水産行政、食の安全等についての情報提供や食品安全行政等に係る制度等の普及・啓発のため、年間展示計画によりテーマを定めて、それに関連した農林水産物やパネルの展示、パンフレット等の配布を行っています（平成24年度（2012年度）展示回数57回）。

また、効果的に多くの消費者に情報提供、普及・啓発を行うために、各種イベント等において「移動消費者の部屋」を開設し、パネル展示等を行っています。

8月には、親子を対象とした消費者の部屋特別企画、「夏季親子のための特別企画

～楽しく学ぼう！in 農政局」を開催しました。

さらに、消費者相談窓口を設置して、食に関する様々な相談を電話、FAX、Eメール等により受け付けています（平成24年度（2012年度）156件）。

相談内容としては、食品等に含まれる放射性物質に関する相談は減ったものの、残留農薬やカビ・異臭など食品の安全・衛生に関する相談が多く寄せられています。

「夏季親子のための特別企画～楽しく学ぼう！in 農政局」

平成24年（2012年）8月17日、「夏季親子のための特別企画」を開催しました。

「楽しく学ぼう！in 農政局」をテーマに展示コーナーでは、「食」と「農」に関するパネルや果物や野菜の展示、クイズラリーの実施、体験コーナーでは、野菜や果物の糖度測定などの体験なども行いました。

また、全国農業協同組合連合会岡山県本部による「もっと知ろう！岡山のくだもの！やさしい！」と題したミニ講座や岡山森林管理署の協力の下、森の恵みで小物等を作る木工教室も併せて行いました。



オ 米穀の適正流通の確保に向けた取組

米穀の流通監視による消費者の信頼確保

（用途限定米穀の適正流通の確保）

「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」（食糧法遵守事項省令）に基づき、用途限定米穀¹は、その用途に確実に使用することや、保管や販売時に講じる措置が義務付けられています。

このため、これらが適正に行われていることを確認するための巡回立入検査を行いました。

（米トレーサビリティ法に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達の確保）

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づき、米穀事業者が米・米加工品を譲受け、譲渡し等をする際は、取引等記録の作成・保存（平成22年（2010年）10月～）、原料米の産地情報の伝達を行うこと（平成23年（2011年）7月～）が義務付けられています。

このため、これらが正しく行われていることを確認するための巡回立入検査を行いました。

巡回立入検査の結果、違反事実が確認されたものについては、文書指導により改善

¹ ①需給調整の枠組みの中で用途を限定して生産され、又は出荷された加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米等）など。②政府又は米穀安定供給確保支援機構が用途を飼料用など主食用以外に限定して売渡し等を行った米穀。

を図りました。なお、平成23年10月から平成24年9月までの中国四国管内における国による指導件数は、5件ありました。

また、米トレーサビリティ制度について、前年度に引き続き、平成25年(2013年)2月21日に「米トレーサビリティ・フォーラム」を開催し、消費者を中心に制度の周知を行いました。



平成25年2月21日に開催された米トレーサビリティ・フォーラムの様子

(農産物検査法に基づく農産物検査の適正な実施の確保)

農産物検査法に基づく米、麦、大豆などの農産物検査の適正な実施を確保するため、登録検査機関の事務所及び検査場所などにおいて、農産物検査の実施状況などを確認するため、巡回立入調査を行いました。

カ ペットフードの安全性の確保に向けた取組

ペットフードの安全性の確保のための調査等の実施

平成21年(2009年)6月より、ペットフードの安全性の確保を図るため、ペットフードの基準・規格を設定するとともに、これらの基準・規格に合わないペットフードの製造等の禁止、製造・輸入業者の届出の義務化等の措置を定めた「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」が施行されました(犬・猫用のペットフードのみを対象としています。)。中国四国農政局及び地域センターでは、平成24年度(2012年度)に、ペットフード製造・輸入業者の届出受付のほか、販売業者に対する立入検査(6件)や立入調査(94件)を実施しています。

2 食育の推進

(1) 地域と連携した食育の推進

ア 食育月間における「食育フォーラム」、「食育セミナー」の開催

「周知」から「実践」に向け、管内各県で「食育フォーラム」等を10会場で開催

食育の推進に当たっては、平成17年(2005年)6月に「食育基本法」が制定され、平成23年(2011年)3月に策定された「第2次食育推進基本計画」に基づき各種取組を実施しています。

「第2次食育推進基本計画」では、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」としており、「食育月間」には様々な機会を通じて、「食」に関する幅広い

情報・知識の発信に努めることにより、国民一人ひとりの食育への関心を高め食育を国民運動として推進することとされています。

また、「第2次食育推進基本計画」のコンセプトは『「周知」から「実践」へ』とされており、より、「実践」につながる取組として、有識者による講演等を中心とした、「食育フォーラム」、「食育セミナー」を関係機関と連携し、管内各県10会場で開催しました。

食育フォーラム

～『いのち』をつなぐ“お弁当の日”～

平成24年（2012年）8月7日に岡山市で「食育フォーラム～『いのち』をつなぐ“お弁当の日”～」を開催しました。

講師の『子どもが作る「弁当の日」』提唱者、竹下和男氏からは、「子どもが台所に立ちながら10歳までに手料理を教えることで『いのちのバトン』ができる」「弁当を作る事により人の役に立つ経験ができる」など「弁当の日」を通じて、農業の大切さや食に対する意識が変わること、また、徳島大学食育サークルCAERUの会代表中本真理子氏は、大学生の「弁当の日」の取組紹介などの話がありました。

参加者の終了後のアンケートでは、多くの方が「とても良かった」と回答し、「食べることの重要性を改めて思いました」との感想がありました。



イ 中国四国食育ネットワークの運営

中国四国食育ネットワーク会員向け会報誌を5回発行

食育を国民運動として取り組むためには、多様な関係者による連携・協力が必要です。そのため中国四国農政局では関係者間の情報交換の場として、平成19年（2007年）6月に「中国四国食育ネットワーク」を設立しました。

会員の活動を中国四国農政局のホームページで紹介するほか、会員のイベント情報等を紹介する「食育推進だより」の発行や「中国四国食育ネットワークメールマガジン」を広く配信しています。

また、平成22年度（2010年度）からは、新たな交流の場となるよう会報誌の発行を始め、平成24年度（2012年度）では、5回会報誌を発行しました（平成24年（2012年）12月末現在会員数：192団体（個人））。



中国四国農政局ホームページ

「食育ひろば」→「中国四国食育ネットワーク」

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/network.html>

（２）「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進

食生活を見直すきっかけ作りとして大学生を対象にアンケートを実施

社会経済の変化や食の洋風化に伴い、油脂類の過剰摂取等による栄養バランスの乱れや、朝食の欠食など食生活の乱れが問題となっています。

このため、中国四国農政局では、１日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかの目安をコマのイラストでわかりやすく示した「食事バランスガイド」を活用し、お米を中心に魚、肉、野菜等多様な副菜から構成された「日本型食生活」の実践を推進しています。

特に若者は朝食の欠食が多く、食への関心が低いことなどから、中国四国農政局では平成20年度（2008年度）から、大学生・短大生を対象に正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、「食事バランスガイドの実践体験」や「食生活に関するアンケート調査」を実施しています（図Ⅱ－４－１）。

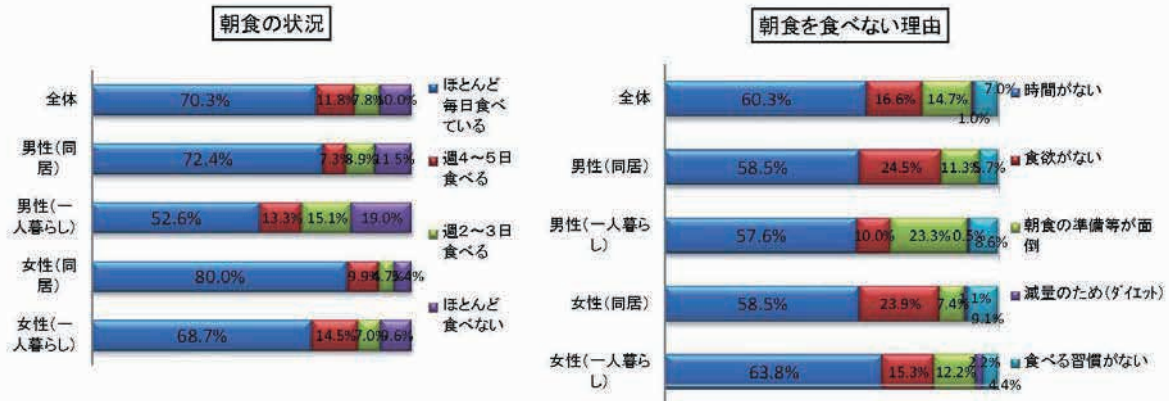
図Ⅱ－４－１ 食事バランスガイド実践者数及び食生活に関するアンケート者数

		食事バランスガイド実践(人)				食生活に関するアンケート(人)			
		家族と同居	一人暮らし	計		家族と同居	一人暮らし	計	
20年度	男性	57	156	213		65	257	322	
30校	女性	543	517	1060	1273	707	664	1371	1693
21年度	男性	94	157	251		232	398	630	
38校	女性	764	528	1292	1543	1116	1033	2149	2779
22年度	男性	61	79	140		201	296	497	
30校	女性	730	365	1095	1235	1057	729	1786	2283
23年度	男性	39	72	111		192	443	635	
31校	女性	727	433	1160	1271	881	732	1613	2248
24年度	男性	59	60	119		150	280	430	
35校	女性	451	762	1213	1332	1012	784	1796	2226

資料：中国四国農政局調べ

中国四国農政局管内の大学・短大の学生に対する 食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査結果概要 ～1割の学生は朝食抜き！「食べる時間がない」～

- ・ 実施時期 平成24年6月～7月
- ・ 食事バランスガイド実践体験 1,332名
- ・ 食生活に関するアンケート調査 2,226名



(3) 農林漁業体験（教育ファーム¹）の推進

平成 23 年（2011 年）3 月に策定された「第 2 次食育推進基本計画」では、農林漁業体験を経験した国民の割合を、平成 27 年度までに 27%から 30%に増やすことが目標とされています。

中国四国農政局では、農林漁業の体験活動を通して「食の大切さ」、「農林漁業の素晴らしさ」を学ぶ、農林漁業体験活動（教育ファーム等）の取組を支援するため、農業体験と意見交換会の開催や事例集の発行及びシンポジウムの開催を行っています。

ア 農業体験と意見交換会の開催

管内各県で栄養教諭等及び学生を対象に農業体験と意見交換会を開催

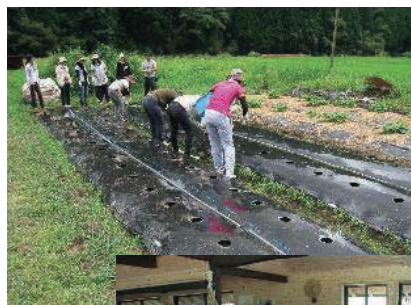
平成 24 年度（2012 年度）は、小・中学校での食育の取組の中心となる栄養教諭等及び、将来食育の実践者となる大学の栄養学科等の学生を対象に、農業体験と意見交換会を管内各県で行いました。

¹ 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。

栄養教諭等との農業体験をともなう意見交換会 ～食と「農」・「農村」が離れすぎていると思いませんか？～

平成 24 年（2012 年）8 月 7 日、クラインガルテンおおとみ（山口市）で宇部市学校栄養職員・保育園栄養士等 14 名が、食育体験研修会として、里山に入って山の疲弊状況を見た後、桜島大根の植え付けや農村にある竹、山菜、野菜を利用したの昼ごはん及び意見交換会等を開催しました。意見交換会では、NPO 法人やまぐち里山環境プロジェクトの嘉村代表から「いのちを見せること」と題して、「幼児期の体験で食の命を頂いていることを理解させることが大切」などと話されました。

意見交換では「これからは、生産現場にも目を向けていきたい」「園で何が体験できるか検討したい」などの意見がありました。



栄養教諭等・大学生を対象とした農業体験と意見交換会 ～食の大切さを農業とともに考えよう！～

平成 24 年（2012 年）8 月 21 日、岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センターで農業体験と意見交換会を開催しました。栄養教諭等 7 名、大学生 11 名の参加者は、ブドウの枝管理、収穫・調整やニンジン種の種まきなどの体験、「ももとブドウにおける栽培の基礎」「秋冬野菜の植え付けと害虫防除」の講演の後、「食の大切さを農業とともに考えよう」をテーマに意見交換を行いました。

意見交換では、「食の大切さを伝えて行くためには、自分が食についての知識を深めるとともに体験を通して大変さや感謝の心を伝えたい」「食材の貴重な理由を子供達に伝えていかなければならないと思った」などの意見がありました。



イ 事例集の発行及びシンポジウムの開催

農林漁業体験活動の推進に向け、事例集の作成やシンポジウムを開催

平成 24 年度（2012 年度）は中国・四国地域で農林漁業体験に取り組んでいる個人や団体、行政機関等の情報を収集し、体験活動の概要や実践者の夢及び参加者の声を取りまとめた中国・四国地域「農林漁業体験活動」事例集を作成しました。



中国四国「農林漁業体験活動」事例集

事例：ほしはら山のがっこう(中国・四国地域「農林漁業体験活動」事例集より) 「参加者・指導者・スタッフ・学生リーダーの役割が相互に作用」

広島県三次市にある、ほしはら山のがっこうでは、約10年前から、廃校となった小学校で地域の活性化のため、農業体験を通して農村の豊かさや「食」に気づいて頂く活動をしています。そのため、①参加者（子供たちや親子）、②指導者（年長の地域住民）、③スタッフ（有資格者等）、④学生リーダーの4者が得意とする分野・役割をお互いに作用させ相乗効果を高めています。



また、行政・農林漁業者・教育関係者等が連携して、農林漁業体験活動を推進していくことを支援するために、食育シンポジウムを開催しました。

食育シンポジウムでは、先駆的な取組の講演及び、中国・四国地域でさまざまな団体等と連携して農林漁業体験をとまなう食育を実践している方々によるパネルディスカッションを行いました。

食育シンポジウム～ココロもカラダも“農”で変わる～

平成25年（2013年）3月6日、岡山市で中国・四国地域「食育シンポジウム～ココロもカラダも“農”で変わる～」を開催しました。

講師の NPO 法人大地といのちの会理事長の吉田俊道氏から、「美味しい！楽しい！広がる元気野菜作りと元気人間作り」をテーマとした基調講演に続いて、パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、吉田氏を座長に、中国・四国地域でさまざまな団体等と連携して農林漁業体験をとまなう食育を実践している3名の方々による活動の紹介の後、行政や関係団体等と連携して食育を行う重要性や効果的なあり方について議論しました。

参加者による、終了後のアンケートでは、多くの方が「とても良かった」と回答しており、「普段の生活にも仕事にも取り入れていきたい」、「実際にやってみたいと思った」などの意見がありました。

